

Stella チーム入会規約

Stella運営事務局(以下「事務局」といいます)が運営管理するチアダンスレッスン(以下「当サービス」といいます)におけるご利用者の入会および利用に関して定めるものです。

第1条(理念・目的)

当サービスは、以下理念のもと活動する。

Vision(理想の姿)

- ・「チアダンスを通して人間として成長できた」という実感ができる
- ・「心の深い部分で繋がれる、仲間ができる」

Mission(使命、存在意義)

- ・人の心を射抜く演技をする

Value(行動基準、価値観)

- ・チームのために自分のために「自ら考え、行動する」
- ・チームのために自分のために「仲間の言動に耳を傾ける」

当サービスは、チアリーダーとしての技術向上のみならず、挨拶、礼儀、団体行動の中での個のリーダーシップ育成を目指し、仲間と身体を動かすことを通して、選手の主体性、協調性、傾聴力、自主性、自立心を養うことを目的としています。

第2条(入会条件)

当サービスは、以下内容を条件とする。

- ・当サービスの理念や目的、方針にご同意いただけること。
- ・レッスン内容、指導方針、指導方法、運営方法を当サービスに一任いただけること。
- ・チアリーダーとしての技術向上に努めることができること。
- ・原則毎週レッスンに参加できること。(やむを得ない遅刻・欠席については都度相談)

第3条(入会の流れ)

～体験レッスン～

必ず入会前にレッスンへの体験に参加するものとする。体験レッスンへは、必ず保護者同伴の上でお越しいただき、1回につき500円、都度現金での支払いとする。原則、一人につき体験は1回のみ適応とし、以降は見学(無料)の対応とする。

～入会～

当サービスへの入会は、初回レッスン参加前までに以下の手順を踏むものとする。

- ・インストラクターからの入会に関する書面および記入先の説明を受け、以下必要事項の記入ないし

は署名をする。

- (1) 本規約
- (2)「レッスン受講について」
- (3)「入会申込フォーム」
- (4)「保護者同意書」(以下、「書類一式」といいます)

・入会に関する諸費用を、現金もしくは指定の口座に初回レッスン前までに振込む。

第4条(入会時の諸費用)

当サービスの諸費用は、以下の内容とする。

- ・年会金 **5,000円**
- ・レッスン料 **6,600円/月**
- ・練習用ポンポン代(両手) **1,500円程度**

※入会月の月額レッスン料は、日数に応じて分割した金額を支払うものとする。

第5条(費用の支払い)

当サービスの料金は、前月に翌月分を支払う前払い制とする。毎月27日までに翌月分の費用を事務局が指定する口座に振り込み、支払うものとする。尚、27日が土日にかかる場合は、その前の金曜日までを期日とする。

口座への着金が確認できない場合、次回レッスンへの参加はできないものとする。

第6条(費用の返金)

お支払いいただいた諸費用は、当サービスに責がある場合を除き、一切の返金が出来ないものとする。

第7条(レッスンの遅刻・欠席・中止・内容の変更・振替)

(1)利用者都合による場合

レッスンを欠席および遅刻して参加する場合は、必ず事務局指定の方法で事前に連絡するものとし、無断での欠席および遅刻はしないものとする。レッスン料の払い戻しは出来ないものとする。

(2)その他の都合による場合

以下の理由によりレッスンを中止、または、レッスンの開始時間や場所、内容の変更あるいは年度内の別日に振替をする場合があることを利用者は了承するものとする。

・事務局の責に帰することができない事由が生じた場合

(感染症拡大、大規模な自然災害や暴動の発生、交通手段もしくは利用施設のサービス提供中止等)

・事務局都合での事由が生じた場合

(インストラクターの体調不良等)

レッスン開始前に中止が決定した場合には、事務局は利用者およびその保護者に可能な限り早急に通知する。振替については、適宜連絡するものとする。

第8条(権利・禁止事項)

本契約は、「入会申込」およびに記載のご利用者本人にのみ適応とし、他者への譲渡は一切認めないものとする。レッスンを妨げる行為が発生した場合、書類一式に記載された内容に反する場合、レッスン料を3カ月以上滞納した場合は、利用者およびその保護者の意思に関係なく、事務局から解約ができるものとする。

第9条(登録情報の変更)

「入会申込」に記載の情報から変更が生じた場合は、速やかに事務局へ伝達するものとする。

第10条(参加による怪我・貴重品の扱い)

レッスン中における怪我および体調不良の発生時には、事務局判断のもと応急処置を行う。

対応における費用については、チームとして加入するスポーツ保険をご留意の上、費用が別途発生する場合は保護者に請求をし、事務局では一切の負担をしないものとする。

貴重品等所有物は自己管理するものとし、紛失や盗難等は事務局では一切の責任を負わないものとする。

第11条(退会・休会)

(1)退会

退会を希望する場合は、希望月の1か月前に利用者から事務局へ書面にて通知をするものとする。

何らかの理由により書面を受領出来ない場合、最短期での退会が出来かねる場合があることを予め了承するものとする。

(2)休会

利用者都合の休会は、その都度相談するものとする。

第12条(個人情報の取扱)

事務局は、個人情報の取扱いに関する法令・規範を遵守し、個人情報への不正なアクセス、漏洩、紛失を防止するため、厳正に安全対策を施すものとし、当サービスの運営以外には使用しないものとする。ご提供された個人情報は、下記の場合を除いては、第三者に提供することはないものとする。

第13条(撮影、写真の取扱)

レッスンやイベントでの撮影した写真および映像を、事務局が発信、発行する広報媒体にて使用することを事前に了承するものとする。

掲載を望まれない場合は、必ず事務局に掲載不可に関する意思表示をするものとし、掲載不可の意思表示がない場合における使用後の責任は、事務局は一切負わないものとする。

第14条(参加規約の変更・改正)

本規約は、事務局の都合により事前の通知なく変更する場合がある。
変更および改正の効力は全ての契約に及ぶものとする。

第15条(記載のない事項)

書類一式に記載のない事項については、利用者およびその保護者と事務局間で協議し、改善を図るものとする。

第16条(発効日)

この規約は2022年3月21日より発効する。

以上